

事務連絡
令和7年12月18日

会員短期大学 各位

一般財団法人大学・短期大学基準協会事務局

第4評価期間 短期大学評価基準改定に伴う自己点検・評価の留意点について（重要）

- (1) 第4評価期間の短期大学認証評価の実施に当たり、令和6年2月に短期大学評価基準を改定するとともに、「観点」を「点検・評価の観点」（「短期大学評価基準観点表」）として評価基準から分離しました。さらに令和7年6月には、改正私立学校法を踏まえて「点検・評価の観点」の改定を行いました。
- (2) これらの改定に伴い、「点検・評価の観点」においては、第3評価期間までの旧評価基準の「区分」とは異なる「区分」の下に編成されているものがあります。また、令和7年6月の改定では、「基準IV 短期大学運営とガバナンス」において多くの「点検・評価の観点」が新設されています。
そのため、「区分」の現状について自己点検・評価を行うに当たり、以下の点にご留意ください。
- 「点検・評価の観点」の変更点や新設された内容を十分にご確認ください。
 - 確認の際には、従来のものとは異なる位置づけになっていないかなど、現行の「区分」との対応関係にもご注意ください。
 - これらの変更を踏まえ、学内での自己点検・評価体制や役割分担についても、改めて点検・調整をお願いいたします。
- (3) 「短期大学評価基準」の新旧対照表、及び「短期大学評価基準観点表」の新旧対照表を本協会ウェブサイトに掲載しております。自己点検・評価の準備に当たり、ご活用ください。

本協会ウェブサイト

- (1) 短期大学評価基準 新旧対照表
- 新：令和6年2月改定、旧：令和2年6月改定
(https://www.jaca.or.jp/jaca_cms/wp-content/uploads/2025/12/kijun_taisho2402.pdf)

(2) 短期大学評価基準観点表 新旧対照表

 - 新：令和6年2月改定（令和7年6月改定を含む）、旧：令和2年6月改定
(https://www.jaca.or.jp/jaca_cms/wp-content/uploads/2025/12/kanten_taisho2506.pdf)

[注] 短期大学評価基準から分離された「観点」は、令和7年度評価から「短期大学評価基準観点表」として「評価校マニュアル」に掲載されています。

- 令和7年度用「評価校マニュアル」掲載：令和6年2月改定版（令和7年度6月改定を含まない）
- 令和8年度用「評価校マニュアル」掲載：令和7年6月改定版

〈本件お問い合わせ先〉

一般財団法人大学・短期大学基準協会 事務局事業課短期大学係
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階
TEL 03-3261-3542 E-mail : jigyo@jaca.or.jp